

# ○ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例

平成6年11月1日

条例第96号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 緑の基本計画(第5条)

第3章 緑化の推進(第6条—第16条)

第4章 緑地等の保存

第1節 緑の保存地区(第17条—第21条)

第2節 保存樹木等(第22条—第26条)

第3節 緑地等の確保(第27条)

第5章 緑の市民活動(第28条—第32条)

第6章 雑則(第33条—第36条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、緑の保存及び緑化の推進(以下「緑化の推進等」という。)に関して、市長、市民及び工場若しくは事業所(以下「工場等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「事業者」という。)のそれぞれの責務を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、緑につつまれた憩いと潤いのある良好な環境の形成を図り、もって健康で快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、緑化の推進等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施しなければならない。

2 市長は、緑化の推進等の施策に関し、総合的な調査研究を行うとともに緑化知識の普及並びに市民及び事業者の自主的活動の助長に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、良好な緑の環境をつくるため自ら努めるとともに、市が実施する緑化の推進等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に当たっては、良好な緑の環境をつくるため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する緑化の推進等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 緑の基本計画

(基本計画の策定)

第5条 第2条第1項に規定する市長が策定しなければならない基本的かつ総合的な計画は、緑化の推進等に関する緑の基本計画(以下「基本計画」という。)とする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、ひたちなか市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 緑化の推進

(公共施設等の緑化の推進)

第6条 市長は、緑化推進の核となる公園、緑地その他規則で定める公共施設等で市が設置し、又は管理するも

のについて、その施設の緑化に努めなければならない。

2 市長は、国又は他の地方公共団体等(以下「国等」という。)が設置し、又は管理する公共施設等について、その緑化に努めるよう国等に対して協力を要請するものとする。

(生垣の設置指導)

第7条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、生垣の設置を奨励するため必要な指導、助言及び普及啓発に努めなければならない。

- (1) 開発行為により住宅地を造成しようとする者
- (2) 建築物等の新築、改築又は増築をしようとする者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(生垣助成)

第8条 市長は、次の各号に掲げる設置基準等により生垣を設置しようとする者に対し、その費用の一部について規則で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(1) 設置場所

- ア 通学路として指定された沿道
- イ 公衆用道路に5メートル以上接する場所
- ウ その他市長が特に必要と認める場所

(2) 設置基準

- ア 樹木の高さは、外部から眺望できる部分が90センチメートル以上であること。
- イ 樹木の数は、延長1メートル当たり2本以上であること。
- ウ 生垣の長さは、5メートル以上であること。
- エ 生垣を構成している土台の高さは、1メートル以下であること。

(開発行為を行う者の緑化の推進)

第9条 開発行為を行う者は、当該開発行為を行うに当たっては、緑化の推進等に関して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 開発行為を行う者は、緑化の推進等に関して市長が協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(工場等の緑化)

第10条 事業者は、規則で定める緑地確保基準に基づき工場等の緑化に努めなければならない。

2 市長は、工場等の緑化を推進するため工場等の緑化計画の策定及び工場等に植樹する樹種の選定に関する指導又は助言をすることができる。

(工場等緑化協定の締結)

第11条 市長は、事業者との間に工場等の緑化に関する協定(以下「工場等緑化協定」という。)を締結するよう努めなければならない。

2 事業者は、市長の求めがあった場合においては、工場等緑化協定を締結するよう努めなければならない。

(工場等緑化助成)

第12条 市長は、工場等緑化協定を締結した者に対し、その資金の一部について規則で定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(緑化地区の指定)

第13条 市長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)内で、良好な緑の環境をつくるため緑化が必要であり、かつ、住民の協力が得られると認められる地区を緑化地区に指定することができる。

2 市長は、緑化地区を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、緑化地区を指定したときは、当該緑化地区についての緑化計画(以下「緑化計画」という。)を定めなければならない。

4 市長は、緑化地区を指定したときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。

5 市長は、緑化計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 第2項、第4項及び前項の規定は、緑化地区の区域の変更及び緑化計画の変更について準用する。

(緑化地区における緑化の実施等)

第14条 市長は、緑化計画に基づき、緑化の推進等に関する必要な措置を講じなければならない。

2 緑化地区内に土地若しくは建物を所有し、又は管理する者は、緑化計画に基づき緑化に努めなければならない。

(緑化協定)

第15条 市街化区域内において土地を所有し、又は管理する者は、当該土地について一定の区域を定め、その区域における植栽地、樹種その他緑化に関する事項を協定(以下「緑化協定」という。)することができる。

2 前項の規定による緑化協定をしようとする者は、緑化協定書を作成し、市長の認可を受けなければならない。

3 市長は、緑化協定が当該土地の緑化のために適当であると認めるときはこれを認可し、その旨を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化協定の変更及び廃止について準用する。

5 第3項の規定による認可の公告のあった緑化協定は、その公告のあった日以後において当該緑化協定の対象区域内の土地の所有又は管理することとなった者に対してもその効力があるものとする。

(緑化協定の啓発)

第16条 市長は、第1条の目的を達成するため、個人、自治組織等の団体、開発事業者等を対象にして緑化協定を締結し、又は緑化地区の指定について指導及び助言をすることができる。

2 市長は、緑化協定を締結し、若しくは緑化地区の指定を受けようとする地区又は締結若しくは緑化地区の指定を受けた地区に対し、緑化事業計画の策定、樹種の選定、植栽方法又は病虫害の防除等緑化推進のための必要な事項について指導及び助言をすることができる。

## 第4章 緑地等の保存

### 第1節 緑の保存地区

(保存地区の指定)

第17条 市長は、市域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等(以下「緑地等」という。)であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域を、緑の保存地区として指定することができる。

2 市長は、緑の保存地区を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、緑の保存地区を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 緑の保存地区内の土地の所有者又は管理者は、指定の目的に適合するようこれを管理しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、緑の保存地区の指定の変更及び解除について準用する。

(緑の保存地区における行為の届出)

第18条 緑の保存地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届出なければならない。

(1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更

(3) 鉱物の採掘又は土石の採取

(4) 木竹の伐採

(5) 水面の埋立て又は干拓

(6) 前各号に掲げるもののほか、緑の保存地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、緑の保存地区の保全に支障を及ぼすおそれのない行為で規則で定めるもの

(3) 緑の保存地区が指定又は変更された際、着手している行為

(通知)

第19条 国等が、前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知があった場合において、当該緑の保存地区の指定の目的を達成するため取るべき措置があると認めるときは、当該国等に対し協議を求めるものとする。

(助言、勧告及び命令)

第20条 市長は、緑の保存地区の保全のため必要があると認めるときは、第18条第1項の規定により届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、第18条第1項の規定に違反した者又は前項の助言若しくは勧告に従わない者に対し、その行為の中止又は原状回復若しくは原状回復が著しく困難であるときは、これに代わるべき必要な措置を命ずることができる。

(緑の保存地区の助成)

第21条 市長は、緑地等の保存のため当該土地の所有者又は管理者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

第2節 保存樹木等

(保存樹木等の指定)

第22条 市長は、次の各号に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団(以下「樹木等」という。)を、市域の美観風致を維持するため保存する必要があると認めるときは、当該樹木等の所有者又は管理者(以下「樹木等の所有者等」という。)の同意を得て、当該樹木等を、保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

(1) 保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。

イ 高さが12メートル以上であること。

ウ 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であること。

エ はんと性樹木で、枝葉の面積が20平方メートル以上であること。

オ 希少又は珍重価値が特に優れたものであること。

(2) 保存樹林については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること。

ア その集団の属する土地の面積が、300平方メートル以上であること。

イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが20メートル以上であること。

2 前項各号に規定する樹木等の所有者等は、当該樹木等を保存樹木等として指定することを市長に申請することができる。

3 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による指定は、その指定された日以後において当該保存樹木等の所有者又は管理者(以下「保存樹木等の所有者等」という。)となった者に対しても、その効力があるものとする。

(指定の解除)

第 23 条 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その旨を市長に届出なければならない。

2 市長は、保存樹木等が滅失又は枯死によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

3 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

4 前条第 3 項の規定は、保存樹木等の指定の解除について準用する。

(保存樹木等における行為の届出)

第 24 条 保存樹木等の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、その旨を市長に届出なければならない。

(1) 保存樹木を移植しようとするとき。

(2) 保存樹木等が滅失し、又は枯死し、若しくは損傷したとき。

(3) 保存樹木等の所有者等を変更しようとするとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(保存の義務)

第 25 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について枯死又は損傷を防止するなどその保存に努めなければならない。

(保存樹木等の助成)

第 26 条 市長は、保存樹木等の保存のために保存樹木等の所有者等に対し、規則で定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付することができる。

### 第 3 節 緑地等の確保

(土地の買取り)

第 27 条 市長は、市域の自然環境、防災、レクリエーション及び都市景観上貴重な緑地等で、将来的に公園又は緑地等として整備若しくは保存する必要があると認めるときは、当該土地の買取りに努めなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき購入した土地について、公園として整備又は緑地等として適正に保存しなければならない。

### 第 5 章 緑の市民活動

(市民の協力)

第 28 条 市民及び事業者は、その住居地周辺の緑の保存と緑化の推進を図るため、緑地、公園、広場、街路樹等の除草、清掃及び花壇の造成等、環境美化について積極的に協力するよう努めるものとする。

(緑の月間)

第 29 条 市は、市域の緑化を推進し、市民の緑化思想の高揚を図るため、5 月及び 10 月を「緑の月間」と定める。

(空き地の緑化)

第 30 条 市長は、緑化の必要があると認める空き地の所有者又は管理者に対し、当該空き地の樹木の植栽、花壇の造成等、緑化に努め、適正な管理をするよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、地域団体が空き地の所有者又は管理者の承諾を得て、当該空き地を緑化するよう援助するものとする。

(記念樹等)

第 31 条 市長は、市域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、次の各号に定める記念樹及び緑化樹を市民に配布することができる。

(1) 記念樹

ア 結婚記念

イ 誕生記念

ウ 新築記念

(2) 緑化樹

ア 市が行う行事の際に配布する家庭緑化

イ 地域環境緑化を行う団体による地域緑化

ウ その他特に市長が必要と認める緑化

2 記念樹は、市長が選定する樹種のうちから1本とする。

3 緑化樹は、樹木出荷計画の範囲内において市長が樹種及び本数の決定を行うものとする。

(緑の銀行)

第32条 市長は、市民及び事業者から寄付を受けた樹木を育成するため、緑の銀行を設置するものとする。

2 緑の銀行で育成した樹木は、公共公益施設の緑化及び前条の記念樹等に利用するものとする。

第6章 雑則

(標識)

第33条 市長は、緑の保存地区又は保存樹木等を指定したときは、その旨を表示した標識を設けなければならない。

(立入調査)

第34条 市長は、緑の保存地区又は保存樹木等の指定若しくは保全のため必要限度内において、職員に他人の占有する土地に立ち入らせ、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 何人も、正当な理由がない限り第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(非協力者に対する措置)

第35条 市長は、次の各号の一に該当する者について必要があると認めるときは、その者の氏名及び行為の内容を公表することができる。

(1) 第9条第2項に規定する協議に応じない者

(2) 第11条の規定による協定事項に違反した者

(3) 第15条の規定による協定事項に違反した者

(4) 第20条第2項に規定する命令に従わない者

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、合併前の勝田市緑の保存と緑化の推進条例(昭和62年勝田市条例第10号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例施行の日の前日までに、第35条各号の一に該当した者の氏名及び行為の内容の公表については、合併前の勝田市緑の保存と緑化の推進条例の例による。